

国道国技第123号
令和2年2月14日

別紙1 あて

国土交通省道路局長
(公印省略)

鋼橋積算基準における単価について

鋼橋積算基準(平成28年3月30日付け国道企第73号の1)における直接労務単価については、下記のとおり改訂するので通知する。

なお、この単価は令和2年3月1日から適用するものとする。また、令和2年3月31日までに新たな単価の決定を行わない限り、令和2年4月1日以降もこの単価を適用することとする。

記

1. 直接労務単価
27,500円

以上

(別紙 1)

北海道開発局長

東北地方整備局長

関東地方整備局長

北陸地方整備局長

中部地方整備局長

近畿地方整備局長

中国地方整備局長

四国地方整備局長

九州地方整備局長

内閣府沖縄総合事務局長

国道国技第123号
令和2年2月14日

北海道開発局長 殿

国土交通省道路局長
(公印省略)

鋼橋積算基準における単価について

鋼橋積算基準(平成28年3月30日付け国道企第73号の1)における直接
労務単価については、下記のとおり改訂するので通知する。

なお、この単価は令和2年3月1日から適用するものとする。また、令和2年
3月31日までに新たな単価の決定を行わない限り、令和2年4月1日以降も
この単価を適用することとする。

記

1. 直接労務単価
27,500円

以上